## 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 9月度)

1 日 時 令和5年9月1日(金)

開会:午後3時00分 閉会:午後3時40分

- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 11名

1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 5番 平井 清一

6番 田中 昭一 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎

10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 髙木 良治

13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉

- 4 欠席委員 3名
  - 3番 上野 和枝 4番 栗山 敬行 7番 池田 貢
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え る件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について

意見を付する件

第4号議題 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第11

項第3号に基づく農業委員会への意見聴取について意見

を付する件

6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地 認定)について

報告第2号 氷見市農業委員会委員任命予定者について

7 職務のため出席した事務局等職員

5名

局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代 事務員 川田 安広

市長部局から

農林畜産課 主査 遠藤 優子

## 8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度9月度定例総会を開催いたします。 はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を三島委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

## ……農業委員会憲章の朗読………

- (事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
- □議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え る件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 意見を付する件

第4号議題 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第11 項第3号に基づく農業委員会への意見聴取について意見 を付する件

であります。

また、報告事項として

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認 定)について

報告第2号 氷見市農業委員会委員任命予定者について

であります。

- □議長(会長) 本日は、上野委員、栗山委員、池田委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員14名中11名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。
- □議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、両國委員、 平井委員にお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分の利用集積計画であります。

番号1、 一の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計1件で——筆、設定面積———㎡を、——名の貸し手から 利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

-----発声なし-----

- □議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経 営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認 することとします。
- □議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可 を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。
  - (事務局) 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え る件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。

なお、令和5年4月1日から許可基準に2つの変更点がございます。

まず初めに、5反要件の廃止です。担い手だけでなく、経営規模の大小に関係なく、意欲をもって農業に新規参入される方が農地利用できるように、面積要件が廃止されました。

次に、地域調和要件の中に、今後策定される地域計画の達成に支障が生じないことが追加されました。本市においても、今年度から2か年の間で、各支所を単位として地域計画を策定するわけですが、策定後は、その計画の実現に支障が生ずる場合は許可することができないことになっています。なお、本市の地域計画の策定は令和7年3月末を予定しているところであり、この基準の実施は令和7年4月1日以降となります。

今回の申請件数は1件です。

氷見市\*\*——番で、申請面積は——m<sup>3</sup>、地目は登記、現況ともに畑です。

譲渡人 氷見市\*\*——番地(氏名\*\*)から 譲受人 高岡市\*\*——番地(氏名\*\*)へ 譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、――m°で、今回の申請農地――m°を取得すると、合計――m°となります。

譲受人は、年間260日程度、農作業に従事しております。申請農地は耕作されていない状況で、この度、譲受人が農業経営安定のため、申請農地を取得したい旨を譲渡人へ伝え、話がまとまったものです。

以上でありますが、今回の案件はいずれも農地法第3条第2項各号に 規定されている全部効率利用、常時農業従事、地域調和など、不許可の 要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(\*\*委員) 譲受人は今回、初めて本市の農地を取得されるのでしょうか。

(事務局) 譲受人は、本市に自作地を所有しており、借入地を含め、大規模な面積で水田を耕作しております。

□議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまし

て、原案のとおり承認することとします。

- □議長(会長) 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。
  - (事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について 意見を付する件2件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。 今回の案件は、2件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は――です。

譲受人は高岡市\*\*---番地(氏名\*\*)、

譲渡人は氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*――番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況です。

申請面積は――m<sup>2</sup>、転用目的が――、権利は所有権移転です。 農地区分は第2種農地です。

番号2、地区は――です。

使用借人は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

使用貸人は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*――番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は――m<sup>2</sup>、転用目的が――、権利は使用貸借権設定です。 農地区分は第2種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と事務

局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

> 今回の案件2件につきましては、隣接地との境界が確定されており、 用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

> また、隣接農地のある番号2には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、2件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

## .....発声なし.....

- □議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法 第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につ きまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。
- □議長(会長) 次に、第4号議題 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2 第11項第3号に基づく農業委員会への意見聴取について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。
- (事務局) 第4号議題 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第11 項第3号に基づく農業委員会への意見聴取について意見を付する件1 件につきまして、ご説明いたします。

この案件は本市では初めての案件ですので、まず内容について説明いたします。

まず、通常であれば農地を農地以外の目的に転用する場合、農地転用の許可が必要になりますが、特例で表題にもあります地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画は、本市において昨年度、策定されており、その計画に従って通常の転用と異なり、県の農政部局ではなく、環境部局へ申請をして認定されれば、その認定をもって農地転用の許可が

あったものとみなすこととなっており、地域脱炭素化促進施設(今回の 場合は太陽光発電施設)を設置することができることになっております。

しかし、認定をする上で関係機関に意見聴取をする必要があり、県農業経営課から農業委員会へ意見聴取の依頼があったことから、本総会において意見の有無をお諮りするものです。

また、今回の対象地は農用地区域内の農地であることから、農振除外の手続きにつきましては、通常どおり申請済みであることを申し添えます。

番号1、地区は――です。

譲受人は氷見市\*\*--番地(氏名\*\*)、

譲渡人は氷見市\*\*---番地(氏名\*\*)外---名、

対象地は、氷見市\*\*—番 外——筆、申請書において地目は登記、 現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は――m<sup>2</sup>、転用目的が――、権利は賃貸借権設定です。 農地区分は第3種農地及び第1種農地です。

農地区分が2つある理由を説明します。農地区分の判定の際に、高速自動車道等自動車専用道路のインターチェンジの出入口から半径300m以内にある農地は第3種農地となるため、円の内側が第3種農地になります。なお、インターチェンジの出入口とは高速自動車道と一般道との合流点であることから、この中心の部分が起点になります。

この場所が選ばれた理由としましては、日当たりがよいこと、近くに配電線(電柱)があること、補助金を申請するための要件にある発電量を賄える規模であること(必要な面積は、30,000 ㎡以上)を全て満たしており、またこの土地は令和\*\*年\*\*月まで国が高速自動車道の残土置き場として使用していたが、長年耕作されておらず、今後も耕作する見込みがなかったからとなっております。

周辺農地への影響については、対象地を舗装することがないことから 現状と変化はないと思われます。もし設置に向けた調査段階で影響が大 きくなると見込まれる場合には、調整池を設けるなど必要な措置を行う 旨、5月度総会において事業者より説明を受けております。 では、今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかどうか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(\*\*委員) 太陽光発電施設が整備されない谷あいの農地は、どうするのか。

(事務局) 谷あいの農地については、日当たりが悪く、太陽光パネルの設置に適 していないため、事業者が責任を持って、農地として管理することにな っております。

(\*\*委員) 将来的に、耕作放棄地にならないよう対策が必要ではないか。

(事務局) 事業者において、直営あるいは委託での農作物の耕作の計画を持って おり、現在、関係機関へ相談していると伺っております。

(\*\*委員) 大雨の際、近くにため池があることから、土砂災害の危険が予想されるのではないか。

(事務局) 事業者において、今後、調査をしたうえで、必要ならば調整池等の整備をすることになっております。

- □議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第11項第3号に基づく農業委員会への意見聴取について意見を付する件につきまして、意見無しとして原案のとおり承認することとします。
- □議長(会長) 付議案件は以上です。次に、報告事項に移ります。 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地 認定)についてにつきまして、事務局の説明を求めます。
- (事務局) 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地 認定)についてにつきまして、ご説明いたします。

今回の案件は、県営の治山事業による保安林指定が目的となっていることから、交付基準の中の一つである、自然災害による被災農地で、農地として原状回復が著しく困難であると認められることに該当しております。

番号1、地区は――です。

申請人は滋賀県\*\*--番地(氏名\*\*)、

申請地は、氷見市\*\*—番、—番、地目は登記、現況ともに田、申請面積は合わせて——㎡です。

この非農地認定を行う際に、農業委員1名と推進委員2名の合計3名で現地を確認のうえ、判断していただくことになっておりますので、\*\*月\*\*日の転用の現地調査を行った日に、\*\*委員、\*\*委員、\*\*委員の3名で現地調査を行っております。

現地調査の結果、県営の治山事業はすでに完了しており、非農地として判断しましたので、申請人及び市長宛てに非農地である旨を通知済みでありますことを報告します。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

.....発声なし.....

- □議長(会長) 無いようでございますので、説明を了承いたします。
- □議長(会長) 次に、報告第2号 氷見市農業委員会委員任命予定者についてにつきまして、事務局の説明を求めます。
- (事務局) 報告第2号 氷見市農業委員会委員任命予定者についてにつきまして、 ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市長は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て、農業委員会委員を任命しなければならないことになっております。

本市の農業委員の定数は15名であり、募集期間を令和5年4月3日から5月2日までの1ヶ月間とし、各地区や農業団体等から定数どおり

の15名の候補者推薦があり、市議会6月定例会において農業委員として任命同意を得たところでありました。

しかしながら、農業委員就任予定者1名が死去されたことに伴い、委員改選後の農業委員数が15名の定数に満たないことが確実となったため、農業委員1名の補充について、改めて、募集期間を令和5年7月10日から8月9日までの1ヶ月間としたところ、\*\*地区から1名の候補者推薦があり、刑罰・破産の欠格事項に該当していない等、委員の選任要件を満たしております。

今後は、市議会9月定例会において、氷見市農業委員会委員任命予定者として任命同意を求めることになります。

報告は以上です。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

………発声なし…………

□議長(会長) 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。 これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

• その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月1日

議	長		
署名委	員		

署名委員